保守オプション契約約款集

【WEB営業ツール利用規定】
保守契約書記載の「契約者」は、保守会社は「以下（甲）」とし、WEB営業ツールサービス（以下「本サービス」）の提供を受け取る側とし、以下のWEB営業ツール利用規定（以下「本規定」）を同意したうえで申込みをするものとします。

第1条（定義） 本規定において、次の各号に掲げる用語の意味は、以下のとおりとします。
（1）本申込書：保守契約書。（2）本契約：契約者が本申込書に記載した上で提出した本申込書による契約。（3）本サイト：契約者が販売商品より購入したWEBサイト（4）店舗：契約者が運営する店舗。（5）利用者：本サイトを介して店舗の利用を希望する法人、団体または個人。（6）本サービス：WEB営業ツールと呼称するサービス。（7）ID・パスワード：契約者が、WEB営業ツールの店舗専用管理画面にアクセスする際に、通信接続の確立のために入力が必要な文字組合せ。

第2条（未満の約束） 1. 本契約は、当社が本申込書を受領した時点をもって、成立するものとします。
2. 前項に関わらず、契約者による本サービスの利用は、本契約成立後、店舗ページのID・パスワードを契約者が未請求した日の属する月の翌月1日から開始できるものとします。

第3条（未就定の期間および更） 1. 本規定は、本サービスの提供およびその利用に関し、当社と契約者に適用されるものとします。
2. 当社は、契約者の事前の承諾を得ることなく、ウェブサイト上での掲載またはメール等の当社が適当と判断する方法で契約者に告知または通知することにより、本規定の条件または一部を変更することができるものとします。3. 本規定の全部または一部が変更された場合、本サービスの利用に関しては、変更後の規定が適用されるものとし、契約者は変更後の規定に従うものとします。

第4条（本サービスの利用） 1. 当社は契約者に対し、本規定に定める条件により、本サービスの使用を許諾するものとします。2. 契約者は、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、本サービスの不正アクセス または不正な利用を防ぐ為、利用アクセスを停止することができるものとします。
（1）本サービスの利用を禁止または制限する旨の通知を、当社が適当と判断する方法で契約者に通知した時点。
（2）本サービスに関する不正アクセスまたは不正な利用の情報を当社が適当と判断した時点。

第5条（保証と責任） 1. 当社は、本サービスの仕様について、制度改正等に対応したバージョンアップ又はリビジョンアップ等を随時当社の判断で行います。2. 当社は、本サービスに関連する場合に修補の責を負うものとします が、本サービスを利用した結果に関して、または関連の利用に関わりなく、当社は、インターネット等を通じて提供されるものとします。3. 当社は、インターネット、天災地変、等、自らの故意又は過失によらない不可抗力もしくは制御不能な事由に起因するサービスの提供中断に伴うその責を負わないものとします。

第6条（再委託） 1. 当社は、自己の判断と責任により、本規定に定める当社の業務の一部を第三者に委任し又は請負わせることができるものとします。2. 当社が本条に基づき前項の業務の一部を第三者に委任・再委託する場合、当社は当該第三者に対し指導監督を行い、本規定の各条項を遵守させるものとし、当該第三者の当該業務に関する一切の行為について契約者に対して責任を負うものとします。
但し、当社が当該第三者の選任及びその業務の監督について相当の注意をしたと、又は相当の注意をしても損害が生ずべきであったであろうと認められる場合には、この限りではありません。

第7条（免責事項） 1. 契約者が、本サービスを利用することにより、第三者に対して損害などを与えた場合には、その損害が当社の責に帰す事由によって発生した場合、当社は責任を負わず、当社は責任が法及ぶ場合においても、契約者は自己の責任と費用において解決し、当社に一切の迷惑をかけないものとします。2. 当社は、契約者が本サービスを利用する情報の正確性、適切性、第三者の権利を侵害していないこと等について何ら保証をするものではありません。

第8条（個人承諾） 契約者は、以下の行為を行ってはならないものとします。
1. 本規定、本契約、または、当社の業務に反する行為。2. 当社の信用を毀損、棄損し、貶しめる行為、助長する行為。3. 登録の際に虚偽の登録内容を申請する行為。4. 本サービスを契約者以外の者に利用させること。5. 本サービスを販売、再販、貸与または リース、賃与すること。6. 契約者の権利を譲渡、販売、再販、貸与または リース、賃与、権利に担保権を設定すること。7. 本サービスの運営を妨げる行為。8. 本サービスを通じて、または当社に対して、不利益もしくは損害を与える行為、または それらの恐れのある行為。8. 本サービスを、悪質なコードを保存もしくは送信するために利用すること。9. 本サービスに含まれる第三者のデータの完全性または性能を妨害、混乱させること。10. 第三者もしくは当社の商標權、著作権、プライバシーその他の権利を侵害する行為または それらの恐れのある行為。11. 本サービスを通じて、または、当社のネットワークに過度な負荷を与えること。12. 他の第三者もしくは当社に損害が発生しているまたは当社に対して損害賠償請求をされるおそれがあること。13. 本規定に違反する行為。14. 法令に違反する行為。15. 公序良俗に反する行為。16. 犯罪に関する行為。17. 当社が適当と判断する行為。

第9条（免責事項） 1. 当社は、本サービスの利用に関して、契約者に対して、次の各号に定める事項について責任を負わないものとします。
（1）本申込書：保守契約書2本目。（2）本契約：契約者が本申込書を提出した時点。（3）本サービス：本規定に定める内容。
（4）本サイト：契約者が販売商品を販売する為に設置した店舗。（5）利用者：本サイトを介して店舗の利用を希望する法人、団体または個人。（6）ID・パスワード：契約者が、WEB営業ツールの店舗専用管理画面にアクセスする際に、通信接続の確立のために入力が必要な文字組合せ。

第10条（運営保守） 1. 契約者がホームページの利用料金について支払期日を経過しても なお当社に対して支払わない場合には、サービスの提供を一時的に停止するものとします。2. 当社は、本契約期間内 または期間内 に起因して生じた損害の賠償責任の限度については、損害賠償金として当社が指定する期日までに支払うことをする。 直接損害金は支払いの金額を限度とする。 間接損害金支払いの金額を限度とする。 ただし、契約者が選択する支払方法の変更に伴う費用の発生するものとする。**第11条（本サービス提供の停止・中止）** 1. 当社は契約者・アカウントが下記に該当する場合、当社の判断にて本サービスの提供を事前の通告なく水夫的にまたは一時的・部分的に中止することができるものとする。（1）契約者が本サービスの利用料金及びその他の債務を、所定の支払期日が経過しても履行しない場合 2.当社は、契約者が通常の本サービスに登録しているメールアドレス、電話番号、住所のいずれの方法において当社からの連絡が取れなくなった場合③当社が無料で本サービスを提供する試用期間が終了した段階で、契約者が所定の支払い手続を行わなかったと当社が判断した段階 契約者が本規定違反 1.当社は本条件に基づ本サービスの提供の停止及び中止によって生じた利用サイト及び契約者または第三者の損害につき一切の責任を負わないこととする。

第12条（利用期間） 本サービスの利用期間は、契約者が利用申込時に当社と契約した期間とする。 ただし、中途解約の場合は、当社所定の方法で本申込書の記載内容を変更することにより、本規定の条件に従って、契約者が本申込書に記載した期間の翌月の1日から起算して1年間とします。 ただし、当社所定の方法で本申込書の記載内容を変更することにより、本規定の条件に従って、契約者が本申込書に記載した期間の翌月の前月20日までに契約者または当社から別段の意思表示がないときは、利用契約は期間満了日の翌日からさらに、直前の利用期間と同じ契約期間分の自動的に更新されるものとし、以後もこの規定による。 なお、保守契約のオプションサービスと中止し込む場合は、保守契約の終了と同時に中止するものとします。

第13条（メンテナンス等） 1. 当社は、次の場合には本サービスの提供を一時的に中止することができるものとします。 ①システム保守、メンテナンス、その他システムを提供するにあたり必要な事由によりシステムやサーバ等のセンター機の一部または全部を停止させる場合②当社のネットワーク用設備の保守を通常提供している工事上やむを得ない場合③天災、事変、その他の非常事態が発生し、もしくは発生するおそれがある場合④当社の設備の故障により、サーバーの故障等を修復する場合⑤その他、当社がこれに準じて、本サービスの提供の全部または一部を中止することが望ましい と判断した場合。 2. 当社は、第1項の規定によりサ本サービスの提供を中止するときは、あらかじめ、その理由を通知先担当者に通知するとともに、ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではないものとする。 3. 当社は、サービスの提供を中止するときは、本サービスの提供を中止する旨を、当社のホームページ上の掲載、または、その他適当と判断する方法により、インターネット等を通じて提供されるものとします。 4. 前三項に関して、契約者に生じた損害について、当社は何らの責任も負わないものとします。

第14条【事業譲渡】 1. 本規約において秘密情報とは、本サービスの利用及び提供に関連して当社または契約者から相手方に対して開示された一切の情報である。 2. 当社及び契約者は、秘密情報をサービスの目的のために利用することもに、相手方の事前の書面（電子メール、郵取開書を含む）による承諾なくして第三者に相手方の秘密情報を提供、開示または漏洩しないものとする。 3. 当社及び契約者は、本サービスを解約した後においても、いかなる情報の公開または漏洩を行わないものとする。 4. 契約者は、当社が本サービスの提供に関連して、当社の情報の公開または漏洩を行わないものとする。 5. 第12項の定にかかわらず、当社及び契約者は、法律、裁判所または政府機関の強制力を伴う命令、要求または裁判所の判決、仲裁機関を開示することができる。但し、当該命令、要求または裁判所の判決、仲裁機関の裁定を受けた当事者は、可能な限りその開示を事前に通知し、開示の内容を相手方に通知しなければならない。 6. 当社及び契約者は、秘密情報を開示した場合、その開示の目的を達成するために必要な最小限度の範囲を超えて複製する場合は、事前に相手方に承諾を得ることとし、複製物の管理については第2項に準じて厳重に行うものとする。

第15条【情報提供】 当社の責に帰すべき事由により契約者がサービスを全く利用できない状態に陥った場合、本規約及び利用契約に別に定ている場合を除き、契約者からの請求により、利用契約に基づき当該月の利用料金として契約者が支払った金額を限度として、本サービス利用者に有益な情報提供を当社が適当と判断する場合、当社は、当該月の翌月以降、当該月の翌月から起算して1年間を限度として、当該情報提供を行うものとします。 2. 契約者が当該請求を為し得ることとなる期間は、当該情報提供を行う期間を先方に通知するものとします。 3. 当社は、当該情報提供を行うにあたり、本サービスの利用に関する情報提供を行うものとします。

第16条【免責事項】 当社は、当社の責に帰すべき事由以外の原因（停電・通信回線の事故・天災等の不可抗力、通信事業者の不履行）、インターネットインフラその他サーバ等のシステム上の不具合・緊急メンテナンス の発生、当社サービスが接続界点とする他社サービスの不具合・その他サービス提供時間内 契約者が、本規定に違反した場合、または、当社が、契約者が本規定に違反したと認めた場合、当社は、契約者に対して、本サービスの提供ができない場合、当社は、契約者に対して、インターネットインフラその他サーバ等のシステム上の不具合・緊急メンテナンス の発生、当社サービスが接続界点とする他社サービスの不具合・その他サービス提供時間内 契約者が、本規定に違反した場合、または、当社が、契約者が本規定に違反したと認めた場合、当社は、契約者に対して、本サービスの提供ができない場合、当社は、契約者に対して、本サービスの提供ができない場合、当社は、契約者に対して、本サービスの提供ができない

【商品売買契約書】

商品売買契約書に記載される導入商品（以下「本商品」という）について、契約者甲（以下「甲」という）及び販売店A（以下「乙」という）並びに運伸保証人は、本商品の売買にあたり、本商品売買契約書（以下「本契約書」という）及び商品に関する利用規約がある場合は当該利用規約を契約内容とすることに合意し、商品売買契約（以下「本契約」という）を締結するものとします。なお、運伸保証人を付さない場合は、運伸保証人に関する規定は適用されません。

第1条（定義）

本契約において、次の用語はそれぞれ以下の意味で定義し、使用します。

①本契約書：商品売買契約書、本約款並びに商品に関する利用規約がある場合は当該利用規約をいう。なお、商品に関する利用規約は、本契約の申込前に、乙より、甲に対し、文付、または、利用規約を確認できるURLの提示を行うものとします。

②信販会社：乙が加盟店契約を締結している信販会社をいう。

③分割契約：甲が乙より本商品を購入する際、乙が指定する信販会社が甲に代わって乙に代金を立替払いし、後日、甲が商品代金及び手数料等を分割して信販会社に支払うクレジット（立替払）契約。なお、甲は、商品代金の分割払いを希望する場合、本契約とは別に信販会社との間で分割契約を締結します。

④クラウドサイン：弁護士ドットコム株式会社が提供する電子契約システム「クラウドサイン」。

⑤登録メールアドレス：本契約の締結において利用する、甲が、クラウドサイン上で入力し商品売買契約書に記載され、もしくは、書面により締結する場合は、書面上に記載される、甲が事業のために使用かつ所有する甲のE-Mailアドレス。

⑥残処理：乙が、甲の申請又は内容に基づき実施する、甲が信販会社等と締結している本契約書記載の出物商品及び信販守契約の解約処理。

第2条（契約の締結及び登録メールアドレス）

1. 甲は、信販会社の審査に合格し、乙が本商品の販売に応じた旨、又は電子契約システムを利用する方法の場合はクラウドサインの利用規約に同意し、申込内容に相違なさこと を確認の上、登録メールアドレスを使用してクラウドサイン上で本契約に対する本契約への同意及び締結を行うものとします。

2. 甲は、クラウドサインによる契約方法について、全て の甲の社内において必要な内部手続（会社法並びにその他関連諸法に規定される手続等を含む）を終了 （以 下、 総 称 して「 内部手続」という。）を 完了 し、 適法かつ有効であることを確認します。

3. 第1項に基づき本契約を締結するにあたり、本契約への同意の意思表示を行う者は、自身が法人 甲、甲の社内の定款及び社内規程で認めると される手続きに基づき、適法かつ有効に、本契約への同意の意思表示及び締結をする権限 を付与されていることを表明します。

4. 甲は、登録メールアドレスについて、甲自身のものであり、第2項に基づき、乙との契約行為に使用することに同意します。

5. 甲は、登録メールアドレスを使用し乙に対して行う意思表示について、以下の各号のとおりとすることに同意します。

①登録メールアドレスを使用したクラウドサイン上での契約への同意及び締結、または、その他クラウドサイン上で行われる行為は、すべて甲に帰属する行為とみなすことに同意します。

②登録メールアドレスを使用して乙に対して発信されたメールにおいてなされた意思表示は、甲の意思表示として乙がみなすことに同意します。また、甲は、乙が登録メールアドレス宛てに送信するメールにおいてした意思表示は、乙が甲に対 してした意思表示とみなすことに同意します。なお、本号における、これらの意思表示の通知の効力は、通常到達すべき日時（以下「通常到達日時」という）であった時に、到達したものとみなし、通常到達日時に効力が生じます。

③登録メールアドレスを変更する場合もしくは変更する必要が生じた場、甲は自己の責任において、第14条に基づき変更手続きを行うことに同意します。

6. 甲は、クラウドサインで締結した契約書面を、自らの責 において保管・管理すること及びこ とクラウドサインの契約が終了した場合も、本契約の有効性に影響はないことを確認します。

7. クラウドサインを利用して本契約の締結を行うか否かに関わらず、乙は、甲に対して本契約及び保守契約の履行にあたっても、別途登録メールアドレス宛てに通知した場合、甲に対して通知されたものとみなします。

第3 条（契約の成立）

1. 本契約は、乙が甲に対する本商品を、乙は甲に対して売渡し、甲はこれを買い受けることに合意し、甲が、書面に自署または記名捺印の上、乙に対して申込をし、乙が承諾したときと、または、電子契約システムを利用する場合は、甲が、本約款を承認の上、クラウドサイン上で「同意（確認完了）」ボタンをクリックしたときに成立します。（これらが完了した日を「本契約締結日」という。）

2. 本契約の内容を変更する場合は、次のいずれかの方法で変更手続きを行うものとします。なお、変更手続きの完了日（以下「変更日」という）をもって変更内容を契約内容として適用し、複数回の変更が行われた場合、変更日が最新のものを有効な契約内容とします。

①乙が、第1項に記される合意の旨として保有する契約書面を、修正により変更し、甲がその変更内容を確認後、前条第1項のいずれかの方法により、 本条第1項に記される成立の手続きを通じて、変更後の契約内容で再締結する方法。

②乙が、前条第1項及び本条第 1項の既 正の要件を満たしたことにより、変更 されることを明記の上、変更後の契約内容で再締結する方法。

③乙が、甲の登録メールアドレス宛に契約内容を変更する旨及びその変更内容を通知し、甲がそれに対し、登録メールアドレスを使用し承諾の意思表示をこ とに対して する方法。

4.その他、前号に相当する方法としての指定する方法の方法。

3. 本契約がその理由を問わず不成立、無効、取消あるいは解除・解約となった場、その後の手続きについて、本契約または本約款に定めのある事項を除き、甲乙協議の上、甲は乙の定めるところに従うものとします。

第4 条（支払方法）

1. 甲が、売買代金の支払方法につき「現金払い」を選択した場合、本契約書記載の売買代金をこの指定する銀行口座へ支払期日までに支払うものとします。なお、振込手数料は甲の負担とします。

2. 甲が、売買代金の支払方法につき「分割払い」を選択した場、甲は信販会社との間で別途分割契約を締結します。なお、甲は、後日締結する分割契約によっては、本契約の内容が一部変更になることに含、予め同意するものとします。

3. 甲が第2項に基づき分割契約を締結する場、乙は甲の与信状況を臨み、与信・金利条件等、甲に適切な信販会社を指定するものとします。

第5 条（分割契約）

1. 甲は、乙に指定の信販会社等と分割契約を締結した場合、当該分割契約の定める遵守するものとします。

2. 甲が乙指定の信販会社と の間で分割契約を締結する場合の分割手数料の取扱いは、以下の通りとします。なお、分割手数料の負担方式は乙信販会社との間で取り決めるものとし、甲による負担方式の選択はできません。

<加盟店手数料負担方式の場合>

本契約の売買代金は、本契約書記載の売買代金（支払総額）となります。

<顧客手数料負担方式の場合>

①本契約の売買代金は、本契約書記載の売買代金（支払総額）から分割手数料を割戻し、割戻金を支払総額より値引きした金額となります。この場合でも、甲の負担する支払債務（支払月額、支払回数、支払総額）については加盟店手数料負担方式と変わりはありません。

②信販会社により金利等が異なる場合であっても、甲は乙に対し信販会社等の選定を一任するものとします。なお、分割契約の詳細条件については、当該分割契約書内に記載されます。

3. 甲は、分割契約を申し込む場合、分割契約の審査承認後に分割契約が次の各号のいずれかに該当した場合においても、本契約は有効であり、売買代金の支払方法が現金払い へ変更になることを確認し、同意します。なお、やむを得ない事情により、甲が本契約の解除を希望する場合、第 11 条に基づき本契約を解約できるものとします。

①無効・取り消し②解約・解除③与信期限を過ぎたことにより失効した場合④第3号に該当した、または契約内容の変更により再審査をした場合において、審査結果が不承認となった場合

4. 分割契約の審査結果が不承認となり、分割契約が不成立となった場合において、本契約の成立及び有効性に影響を及ぼしません。この場合、甲は、現金払いにて乙に対する売買代金の決済、または本契約の解約のいずれかを選択できるものとします。なお、甲が本契約の解約を選択した場合、乙が本商品に関する義務の履行を開始していない場合に限り、甲に対する本契約の解約に伴う違約金は発生しません。

5. 甲は、分割払いを選択した場合、乙指定の信販会社が必要とする分割契約に付随する手続きを速やかに履行するものとします。

6. 甲は、分割払いを選択した場合、本契約の履行の途中において、信販会社の与信期限を超過する可能性もしくは超過した場合であり、なおかつ、甲よりどこに対して解約もしくは支払方法を変更する旨の意思表示がない場合、信販会社が許容する範囲において、既に提出済みの分割契約に関する審査の申込が可能となる審査をもって、審査の申込を行うことにより、甲は、乙に対して、また、これに伴い必要となる手続きがある場合、甲は遅滞なく履行するものとします。なお、この場合において、審査が不承認となった場合、4 項の適用はないことに、甲は同意する。

第6 条（所有権）

本商品の所有権は、売買代金完済時にこから甲に移転するものとします。但し、甲が乙指定の信販会社との間で分割契約を締結する場合、当該分割契約に定められた契約事項に従うものとします。

第7 条（著作権）

1. 本商品に関する著作権、その他知的財産権（著作権法27 条及び28 条 に規定する権利を含む。以下「著作権等」という。）の取り扱いは、次の各号に定めるとおりとします。

①本商品を構成するコンピュータプログラム、サイト内システム、画像データ、テキストデータ等の著作物に関する著作権等は、それぞれの提供者に帰属します。なお、これらの集合体である商品の著作権等は乙に帰属します。

②本契約では、いかなる意味においても、乙または丁が所有する著作権等を、乙または丁から、甲もしくは第三者に移転させるものではありません。

③甲は、甲が著作権等を所有する著作物について、乙または丁に対し、著作者人格権を行使しないものとします。

④甲は、乙または丁が著作権等を所有する著作物に関し、丁のサーバーに移動させた場合に限り、乙または当該著作物等を丁が使用することに限 （甲に限って当該著作物を使用することを再許諾する権利を含）を許諾します。

第8 条（導入にあたっての付随本項Ⅰについて／開作・納品に関わる事項）

1. 乙は、本商品のデータが入った情報記録メディアの甲への引き渡し、もしくは、甲の指定する機器（パソコン、サーバー等）への本商品の納入 もしくて、本商品の納品が完了したものとします。甲は、乙から本商品について引渡を求められたときは、正当な理由 がある場合を除き、引き取らなければならない。なお、乙は、これらの納品業務を第三者へ委託できるものとし、甲はこれに同意 するものとします。

2. 甲の指定するパソコン（OS の種類やバージョン を含む）またはブラウザ等がこの指定する推奨環境外である場合、または、納品業務の停止または推奨環境のパソコン、ブラウザ等の指定をする場合があります。なお、甲の指示により乙の指定する推奨環境外と なる端末に本商品を納入した、または甲がこの指定外のブラウザで本商品を使用したことによりこの指定したトラブルや損害について、乙は一切の責任を負わないものとします。

3. 本商品の納品後は、遅やかに甲の責任において検品を行い、検品時に本商品における不適合を発見した場合、直ちにこ へ通知するものとします。甲は、この通知を、乙による検品確認電話が完了するまで に行うものとし、当該通知を怠った場合、契約不適合を理由とした本契約の解除及び損害賠償請求は行えないものとします。

4. 本契約における乙の債務は、信販会社からの検収確認電話の完了または甲による検品確認電話完了から 5 日経過後に、すべての履行が完了したものとします。

5. 甲が本商品の不具合等について、自然故障を除く故障については、甲の責と負担により保決するものとし、乙へ依頼する場合は有償とします。但し、自然故障による不具合等につきましては、原則として当社に修理または代替品の送付いたします が、代替品等の納品迄時間を要する場合があること、及びメーカー保証の年限を超えた場合、有償となる場合があることを甲は予め了承するものとします。

第9 条（その他サービス）

1. 本商品と各種SNS または外部サービス（以下「各種SNS 等」という）とを連動させることができる場合、甲は、当該各種SNS 等の利用規約を遵守するものとします。

2. 甲が、本商品と各種SNS 等との連動を希望した場合、使用するアカウントについては以下の通りとします。なお、連動させる各種SNS 等のアカウントのログイン10 及びパスワード等（以下「SNS アカウント」といいます。）の情報の管理は甲の責において行うものとし、これらの紛失や誤った情報による不正利用によりトラブルや損害が生じた場合、その不正利用等が乙の責めに帰すべき事由に起因するものでない場合、乙は一切の責任を負わないものとします。

①本商品と連動させるSNS アカウントを、甲が既に所有している場、そのアカウントを使用するものとします。

②甲が、本商品と連動させるSNSアカウントを所有していない場合、乙は、当該SNSアカウントの新規取得を代行することができます。

3. 各種SNS 等における仕様変更やサービスの停止等により、本商品との連動が解除された、または連動ができなくなった場合、これに起因するトラブル等について、乙は一切の責任を負いません。

4. 本商品と各種SNS 等との連動は、本契約とは別個独立に提供されるサービスであり、甲と各種SNS 等の提供会社との間で生じる事由は本契約の有効性につき何ら影響を与えません。また、本契約に基づく納品は、本商品と各種SNS 等との連動の有無にかかわらず、第8 条1 項に定める作業をもって完了するものとします。

5. 本商品と各種SNS 等との連動につき、甲が必要な協力を怠ったり、乙との連動に関する契約の一部または全部を、即時かつ無条件にて解除することができます。

第10 条（導入にあたっての付随本項Ⅱについて／旧物件及び旧保守契約に関する処理）

1. 甲は、残処理を希望する場合、自己の責任において残処理に関する情報（旧契約に関する会社情報や金額等）をこに申告するものとします。

2. 乙は、甲の申告に基づいた残処理にかかる債権について、乙所定の基準に適合していることを前提として残処理を行うものとします。なお、乙が残処理を行う対象は、本商品と同種の商品及び当該商品にかかる保守・サービスのみとします。

3. 乙は、次の各号に定めるときから、残処理手続きを開始します。但し、乙が本契約に基づく債務の履行の完了のために、各号に定める時期に残処理が必要となった場合、もしくは契約者における残処理手続きの遅延あるいはこの都合によって残処理手続きが遅延した場合は、この限りではありません。

①旧物件については、信販会社による甲への検収確認電話が完了 後、乙は残処理手続きを開始するものとします。

②旧保守については、甲への本商品の納品が完了 後、または信販会社による甲への検収確認電話が完了後、乙は残処理手続きを開始するものとします。

4. 乙は、次の各号のいずれかの方法をもって残処理を します。①乙が甲に代わり、解約先信販会社または旧物件の販売店もしくは旧保守会社に対し、残処理金額を支払う方法。②乙が、甲用定の甲の銀行口座に残処理金額を支払い、甲が清算手続きを行う方法。

5. 第3 項に定める残処理手続き開始時期により、現実に残処理に要するとして甲が申告した金額（以下「残処理金額」という）が、本契約締結時に甲が申告した金額（以下「申告金額」という）と相違する場合、乙は、この各号のいずれかに従い、残処理手続きを行います。①残処理金額が乙 の残処理金額を上回 った場合、乙は、甲に対し、支払前絶の意思を表明します。②残処理金額が申告金額よりも少額であった場合、実際に残処理に要した残処理手続きを実施します。なお、乙から甲に対して申告金額と残処理金額との差額の返金等は行いません。

6. 旧物件及び旧保守契約の条件によって甲自身で手続きが必要となる場合、甲の責において当該手続きを行うものとします。

7. 乙は残処理業務を第三者に委託できるものとし、甲はこれに同意するものとします。

8. 乙は、残処理の一部又は全部が、甲の責に帰すべき事由、又は残処理の対象となる債権を有する会社等の事情により、困難であると判断した場合、残処理に関する契約の一部または全部を、即時かつ無条件で解除することができます。なお、当該解除により発生する、乙が既に残処理に着手していた、または一部の残処理を完了させていた場、乙は甲に対し、残処理に要した費用の一切を請求できるものとします。

9. 残処理は、本契約とは別個独立に提供されるサービスであり、これに関する事由は本契約の有効性につき何ら影響を与えるものではありません。また、甲から申告された残処理に関する情報等、残処理手続きに関するいかなる事由につ いて、乙は その責任を負いません。

10.旧保守契約の解約に伴い、旧保守契約の対象商品はシャットダウンされ、消滅したドメイン・データ等は復旧できなくなることに甲は同意の上、残処理申請をするものとします。なお、当該作業において生じるトラブル等について、乙は一切の責任を負いません。

第11 条（解約及び違約金）

1. 本契約締結日の翌日から起算して 3 日目以内において、甲から乙に対し、本契約の解約を申し出た場合、乙は無条件で解約を行います。また、甲が、本契約締結日から4 日目以後に解約を申し出た場合、または、本契約締結日から の日数に関わらず、甲乙双方の合意の上、乙が本商品に関する義務の履行を開始 していた場合、売買代金（支払総額）に本契約書の「■解約及び違約金」に記載す る割合を乗じた額に相当する金額を違約金として乙に支 うことにより、本契約を解約することができるものとします。なお、乙は、甲からの解約の申出を受理したのが 4 日目以降であっても、乙が、本商品の製作に着手する前であれば、支払方法等の相違に応じるものとします。

第11条の2（期限の到来並失）

1. 甲は次のいずれかの事由に該当した時は、本契約に基づく債務（別途本契約に関連して合意した債務も含む。以下同じ）について 当然に期限の利益を失い、乙に対して 直ちに債務を履行するものとします。 ①甲が解除にかかる条項 2項各号又は介良個にかかる条項に規定するいずれかの事由に該当した、又はそのおそれがあるとき ②本契約の申込又は契約について虚偽の申告があったとき ③甲が反社会的勢力排除にかかる条項1項に規定するいずれかの事由に該当したとき 2 甲は次のいずれかの事由に該当した時は、この請求により本契約に基づく債務について期限の利益を失い、乙 に対して 直ちに一 括で全債務を履行するものとします。 ①本契約上の義務に違反したとき ②甲の信用状態が著しく悪化したとき

第12 条（解除及び損害賠償）

1. 乙は、甲に対して以下の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合、甲に対し、何らの通知勧告を要することなく、直ちに本契約を解除することができるものとします。 この場合、乙は、甲に対して 既に発生済（支払総額）に本契約書の「■解約及び違約金」に記載する割合を乗じた額に相当する金額（ただし、納品後においては売買代金相当額とします。）を損害賠償金として請求できるものとします。

①甲が、本契約に基づく乙に対する売買代金の支払債務その他一切の債務（違約金の支払い債務を含む）、あるいは、損害賠償金の支払債務を期日 に支払債務を履行 しなかった場合 ②支払債務を履行しなかったとき。 ③甲が公序良俗に反するとき。 ④甲が、売買代金の支払方法を信用限度を超過したことにより、信販会社が求める分割契約に必要とする手続きを協力しない場合（ただし、甲が、本契約に基づくこの業務（商品の製作、納入など、これに限らない）を終了した場合または協力しない場合。）

③乙が、重面もしくは電磁的方法により、甲の所在地もしくは連絡先（登録メールアドレスを含み、第 1 4 条に基づき変更された場合は、変更後の所在地または連絡先とする）に連絡後 3 0 日を経過しても甲より の返答もしくは応答 がない場合 ④本契約の条項のいずれかに違反した場合 ⑤甲の他二に該当する甲の信用状態 が悪化 した場合。

2. 甲及びは、相手方につきその責に帰すべき事由により以下の各号に該当する事由が生じた場、相手方に対して何らの通知催告を要することなく直ちに本契約を解除できるものとします。この場合、甲及びは、相手方に対し、損害賠償を請求することができます。

①本契約及び本約款に違反し、または違反するおそれがあるとき。②支払停止、支払不能に陥ったとき。③自ら振り出しまたは裏書した手形、小切手の不渡りを 1 回でも出したとき。④差押え、仮差押え、仮処分、競売の申立て、公租公課の滞納処分その他公権力の処分を受けたとき。⑤破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始、特定調停の申立てを受けたまたは自ら申立てをしたとき。⑥解散、営業の全部または重要な部分の第三者への譲渡を決議したとき。 7)業務停止処分、信用不安の発生、営業の廃止または取引上その他何らかの関連があるとみなされたとき。⑧公序良俗に反する行為及び反社会的 な勢力・行為に関与していることが判明したとき。⑨その他、上記と同視し得る 事実またはそのおそれがあると認められる相当 事由があるとき。

3. 甲が本条第 1項に基づく支払債務を履行しない場合、または、甲が前条に基づき、解約の意思表示をしたにも関わらず、前項の違約金の支払いをしない場合、または甲における違約金の支払い意思が確定できない場合、乙は、損害賠償金または違約金回収管理業務を外部に委託することができるものとし、甲はこれに同意します。

第13 条（反社会的勢力排除）

1. 甲及び運伸保証人は乙に対し、次の各号に掲げる事項を確約するものとします。

①自ら（法人の場合は、代表者、役員、従業員（雇用形態を問わない）、及び株主等を含みます）が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5 年を経過していない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等その他これに準ずる者 (以 ､ くはその構成員 (以下、総称して「暴力団等」という。)) ②反社会的勢力が甲の会社（または法人）の経営を支配していると認められる関係を有していること。③反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本サービスの申込み及び本サービスの利用をするものでないこと。④自らまたは第三者を利用して、乙に対する暴力的な要求行為、脅迫的な言動または暴力を用いる行為、偽計または威力を用いて乙の業務を妨害しもしくは信用を毀損する行為をしないこと。

2. 甲が本条に違反した場合、乙は何の催告をせずに、本契約の解除ができるものとします。

3. 甲は、乙が第2 項に関する判断のために調査を要すると判断した場合、乙の求めに応じてその調査に協力しなければならないものとします。

4. 乙が本条2 項の規定に基づき本契約を解除したことにより、甲に損害が生じた場合、乙はその損害を賠償する責任を負わないものとします。

第14 条（盗難・紛失・誤出信）

1. 甲は、商号・所在地・連絡先（登録メールアドレス を含む）・代表者のいずれかに変更が生じる場合、遅滞なく、その旨をZへ書面にて通知をしなければならないものとします。但し、乙が適当と認 た場合には、Zへの電話もしくは登録メールアドレスからのメールにて通知による届出もできるものとします。なお、情報変更するにあたり、乙が甲に対し、本入確認書類等の書面の提出を求める場 合、これにより生じて 遅延した文書通知、登録メールアドレス宛に送信したメールに記載される情報の漏洩を含む。）については、乙はその責任を負わないものとします。

3. 甲が分割契約を締結していた場合、信販会社に対する通知・届出（通知する事項やその方法を含む）は分割契約の定めに従い、甲が行うものとします。

第14条の2（連帯保証人）

連帯保証人は、本契約に基づき、若しくは付随して、甲が乙又は同じ対して負担する一切の債務について保証し、甲と連帯して 履行 の責を負うものとします。

第15 条（本約款の変更）

1. 乙は、以 下のいずれかに該当する場合、本約款を変更することができます。

①本約款の変更が、甲の一般の利益に適合する場合。

②本約款の変更が、本規約に合意した目的に反 せず、、変更の必要性、変更後の内容の相当性、及びその内容その他変更に係る事情に照らして合理的なものである場合。

2. 乙は、本約款を変更する場合、効力発生日を定め、本約款を変更する旨及び変更後の内容並びにその効力の発生日を、登録メールアドレス宛のメール送信その他の適切な手段により、甲に対して通知を行うものとします。

3. 前項に定める効力発生日が到来した時点で、本約款は変更され、以後の甲及びZの間における権利関係の内容は変更後の約款に従うものとします。

第16 条（合意管轄）

甲及び乙は、本商品に関する紛争の一切の解決につき、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

202403 版

【保守約款】

甲及び乙は保守社 丁（以 下、「当社」という。）は本書表面の保守契約に関して、下記事項を遵守するものとします。

第1 条（取扱いの基準）

1. 次条に規定する本サービスは、当社が定めた本保守約款（以下、「本約款」という。）に従い提供されます。

2. 保守契約は、導入商品の納品・設置完了日をもって成立するものとします。

3. 当社は、本約款を契約者の承諾なくして変更することがあり、その場合、契約者は変更後の約款に従うものとします。

当社が本約款を変更しようとするときは、あらかじめ、当社のウェブサイトにおける掲示（保守契約書面記載のURLに掲載、保守オプション約款も同URL 上に掲載）、Eメールによる担当者への通知、その他当社が適切と認める方法により、契約者の知り得る状態に置くための措置を講じるものとします。

4. 当社は、本サービスにかかる業務の一部または全部を第三者に委託することがあり、甲は、予めこれに同意するものとします。

第2 条（定義）

本約款において、次の用語はそれぞれ以下の意味で定義し、使用します。

a. 「本サービス」：保守契約に基づき、当社が契約者に対し提供する役務サービス

b. 「保守契約」：本サービスを受けるために当社と契約者が締結した契約

c. 「契約者」：当社と保守契約を締結している法人または個人

d. 「納品・設置完了日」：導入商品納品完了した日

第3 条（保守契約の成立）

1. 保守契約は、保守契約記載の本サービスに含、当社が定めた条件を適用するために締結するものであり、契約者は各条項の規定に従うものとします。

2. 当社の行う保守業務は、導入商品の通常使用に支障をきたさない状態を維持および管理することを目的とします。

3. 次の各号に定めるものについては、当社の保守業務の範囲には含まれず、契約者自身が行うものとします。また、これらの業務を当社が代行して行うことは原則おりません。有償で対応可能な場合があります。

①導入商品独自のページ・コンテンツの変更、更新、及び新規ページの作成（バージョンアップ等を除く）②契約者が導入商品より接続した顧客に向けてのメール配信及びプッシュ通信等による情報発信③導入商品を通常使用するうえでの操作方法などの各種設定支援契約者が導入商品より接続した顧客からの問合せに対する応対⑤その他導入商品を通常使用するうえで契約者が対応すべき一切の業務

第4 条（契約期間及び更新）

1. 本契約の契約期間は、保守契約書記載の期間とします。

2. 当社及び契約者のいずれか一方が、前項の契約期間満了の1 ヵ月前に相手方に対して本契約を更新しない旨を書面で通知しない場合、本契約の契約期間は1 年間延長されるものとし、その後も同様とします。

3. 本契約の契約期間満了をもって解約するときは、本契約を更新しない旨の書面及び当社に送付する書面を当社に送付する方法により行うものとし、当社において当該書面がすべて確認できない限り、解約を受け付けることができないものとします。なお、当該書面が毎月20 日（土日祝日の場合は営業業日）までに当社に届いた場合にのみ当月の受付とし、翌月末日付での解約として取り扱うものとします。但し、当社規定により当該書面の受付ができない場合があります。

第5 条（中途解約及び違約金）

1. 契約者は、前条に定める契約期間中における中途解約はすることができないものとします。但し、やむを得ない事情により解約する場合には、本保守契約所定の違約金が発生し、当該違約金を支払うことにより解約することができます。なお、前条第1 項の期間満了後における、同第2 項により延長された契約期間内の中途解約については、違約金は発生いたしません。

2. 前項の解約は、契約者が当社所定の書面を当社に送付する方法により行うものとし、当社において当該書面がすべて確認できない限り、解約を受け付けることができないものとします。なお、当該書面が毎月20 日（土日祝日の場合は営業業日）までに当社に届いた場合にのみ当月の受付とし、翌月末日付での解約として取り扱うものとします。但し、当社規定により当該書面の受付ができない場合があります。

第6 条（本サービスの提供の停止及び廃止）

1. 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合には、何らの催告なしに本サービスの提供を停止することができます。①中込にあたって虚偽の事項を記載した事が判明した場合②契約者が当社の指定した支払期日までにサービス料金を支払わなかった場合③契約者が、仮差押、差押の申し立てを受け、または民事再生、破産、会社更生、会社整理の申し立てをしたとき、または、当社債権者から仮差押、もしくは差押を受けたとき。④契約者が、又は、支払能絶の意思表示した場合⑤本サービスのサービス料金、実際に発現生じた遅延損害金など支払わない場合

2. 当社が、前項の規定によりサービスの提供を停止した場合、違約金として契約者が長期割引サービス（契約者が当社との間で締結した保守契約を、契約書上の一定期間以上継続することを条件に、当社が特別価格でホスピタイズ提供することを約束したもの。）を利用していた場合にあっては、長期割引サービスは契約当初に遡って解消され、契約者は、当社に対し、「契約期間 ヶ月 ヶ 割引後の基本保守契約月額」から既払金を控除した金額を直ちに支払うものとします。

第7 条（本サービスの提供の一時中止）

1. 当社は、次の各号に掲げる事由により、前条に規定する場合には、本の14 日前までにその旨を契約者に当社ウェブの方法で通知し、一時的に提供を中止することがあります。但し、緊急の場合または止やむを得ない場合は、通知をせずに提供を中止することがあります。

①当社の電気通信設備の保守、または工事上やむを得ない場合②当社の電気通信設備にやむを得ない障害が発生した場合③電気通信事業者または当社の指定する会社の電気通信サービスの提供を中止することにより、本サービスの提供を行う事が困難になった場合④その他当社がやむを得ないと判断した場合

第8 条（不可抗力等）

当社は、天災、事変その他の非常事態の発生により、通信需要が著しく輻輳し、通信の一部または全部を接続することが出来なくなった場合には、公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱う場合、本サービスの提供を制限、または中止する措置をとることがあります。

第9 条（禁止行為）

契約者は、以下の各号に反する行為があった場合には、契約者の利用が制限され、契約者に対して損害賠償請求をすることがあります。

①当社の電気通信設備に過大な負担を生じさせる行為②本サービスの提供を受ける権利等保守契約上の権利義務及び契約上の地位を第三者に譲渡する行為③リダイレクト行為④その他、当社と契約者の保守契約の条項又は本約款に違反する行為

第10 条（サービスの廃止）

当社は、都合によりサービスの特定のサービス事項を廃止することがあります。この場合において、当社は契約者に対し、廃止の1 ヶ月前までにウェブサイトへの掲示やメールでの通知をしてお知らせするものとします。この場合、特定サービス事項提供廃止日において、当該特定サービス事項は保守契約上の提供対象から除外されるものとします。

第11 条（契約の解除）

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、直ちに何らの催告なしに利用契約を解除することができるものとします。この場合において、契約者は本約款5 条第2 項の規定より通知の翌日から起算して 5 日目以降に、当社に対し、契約者は本約款の義務の履行が不能になったとき

①自己振り出しの手形又は小切手が不渡処分を受けた等の支払停止状態となったとき

②差押え、仮差押え、仮処分若しくは競売の申 し立てがあったとき、又は租税滞納処分を受けたとき

③破産、会社更生、民事再生、特別清算、会社整理の申し立てがあったとき、又は受けたとき

④解散又は事業の全部若しくは重要な一部を第三者に譲渡しようとしたとき

⑤その他財産状態が悪化し、又は不渡の発生 によって契約者の信用が著しく毀損されると認められる相当の事由があるとき

⑥反社会的勢力と資本・資金上又は取引上その他何らかの関連があるとみなされたとき

⑦自己の利用者 ヶ 月 ヶ 月 ヶ 月